

HPアドレス ●<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>
携帯電話 ●<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>
Lモード・Lメニューリストから検索できます。

やさしさとふれあいの西東京に暮らしまちを楽しむ



「わたしたちは守ります! 自転車の通行ルール」

道路管理課(保) ☎438-4055)

交通事故の半分以上に自転車関わっています!

昨年市内では905件の交通事故が発生、そのうち自転車関わった事故が486件あり、全事故の約54%にのぼっています。この割合は東京都全体でも高い水準となっています。

平成19年中の市内の交通事故		平成19年中の市内の自転車事故	
発生件数	905件 (都内第29位)	発生件数	486件 (都内第24位)
死者	2人 (都内第34位)	死者	1人
重傷者	8人	重傷者	5人
軽傷者	980人	軽傷者	438人

まずは正しいルールの把握!

自転車の正しい通行ルールはご存知ですか? 車道の左側通行・歩道での歩行者優先など、ルールを守って確実に事故は減らせます。この機会にもう1度確認してみましょう。



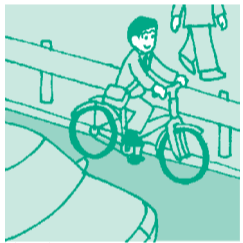
小学校の自転車教室です

正しいルール! 自転車安全利用五則

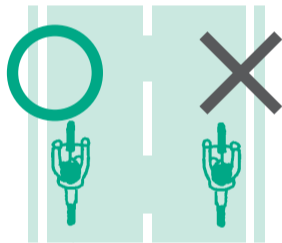
自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



罰則 2万円以下の罰金または料料

改正されました! 自転車の通行ルール

6月1日から改正道路交通法が施行され、自転車が歩道を通行できる場合の明確化、児童・幼児への乗車用ヘルメットの着用努力義務などが定められました。

普通自転車の歩道通行に関する規定

歩道通行ができるのは、道路標識などで指定された場合
運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方の場合
車道または交通の状況からみてやむを得ない場合(追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など)

ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要であると認めて標示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

歩行者も

「普通自転車運行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務



安全ルールを守る



罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒に酔った状態で運転した場合



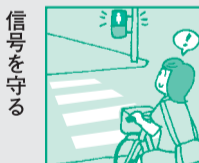
罰則 2万円以下の罰金または料料



罰則 2万円以下の罰金または料料



罰則 5万円以下の罰金



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

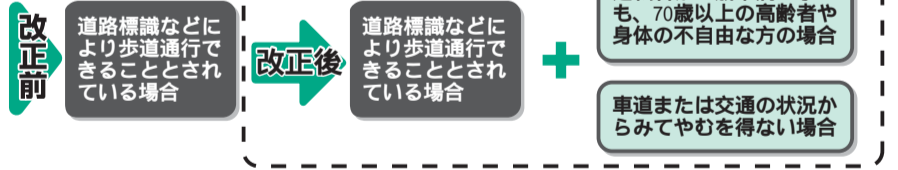


罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

子どもはヘルメットを着用



運転中の携帯電話やめましょう! 傘さし運転



乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児(13歳未満)を保護する責任のある方は、児童・幼児を自転車に乗車させる際には、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

ヘルメットはSGマークのあるものを選びましょう。



注意! 自転車も交通事故を起こせば損害賠償責任を問われます!

自転車は、法律では自動車と同じ「車両」です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任を問われ、相手にけがを負わせた場合は損害賠償責任も発生する場合があります。近年は自転車利用者が加害者になる事故が増えていますので、正しい通行ルールを把握し、自転車を安全に利用しましょう。

安全・安心のしるし『TSマーク』

自転車安全整備士が普通自転車を点検整備し、安全確認したときに貼られるマークで、このマークが貼られた自転車には傷害・損害賠償保険が付加されています。点検・整備をした安全な自転車を利用しましょう。

(財)日本交通管理技術協会 ☎03-3260-3621

